生駒市条例第19号

生駒市企業立地促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月28日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市企業立地促進条例の一部を改正する条例

生駒市企業立地促進条例(平成24年10月生駒市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 奈良県未来投資促進基本計画 地域経済牽引事業の促進による地域の成 長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第4条第1項に 規定する基本計画として作成され、同項の主務大臣の同意を受けた奈良県未 来投資促進基本計画をいう。

第2条第2号を削り、同条第3号中「奈良県企業立地基本計画又はけいはんな地域広域基本計画」を「奈良県未来投資促進基本計画」に、「集積区域」を「促進区域」に、「企業立地」を「地域経済牽引事業の促進」に改め、同号イを次のように改め、同号を同条第2号とする。

イ 学研生駒テクノエリア

第2条第4号を削り、同条第5号中「対象業種である製造業」を「製造業(日本標準産業分類において製造業に分類される産業をいう。)」に改め、同号を同条第3号とし、同条第6号を同条第4号とする。

第5条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第 5号を第4号とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。